

7 東彼告第 6 9 号

東彼杵町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 6 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示

東彼杵町特別融資制度推進会議設置要領（令和元年告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（構成） 第4条 （略） 2～4 （略） 5 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2条の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとする。ただし、慎重な審議が必要な場合は、イの方法によるものとする。 ア 推進会議は、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。 イ 次に掲げる方法 （ア） 推進会議は、必要に応じて事前検討会を開催できるものとする。 （イ） 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。 （ウ） 事務局は、利子助成等を行う都道府県及び市町村（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ、<u>迅速に、原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の</u>	（構成） 第4条 （略） 2～4 （略） 5 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2条の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとする。ただし、慎重な審議が必要な場合は、イの方法によるものとする。 ア 推進会議は、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。 イ 次に掲げる方法 （ア） 推進会議は、必要に応じて事前検討会を開催できるものとする。 （イ） 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。 （ウ） 事務局は、利子助成等を行う都道府県及び市町村（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ<u>迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）</u>

用に供されるものをいう。以下同じ。)により文書を送付し、これらの構成機関は、3営業日以内に、認定に係る意見の有無を回答する。

(エ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。

会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。

また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

6 (略)

7 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興のに関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。第10項を除き、以下同じ。）の認定を受けたものをいう。）であることを貸付要件とする資金の貸付けにあつては、第5項のアで委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であつて、かつ、

を送付する

_____。

(エ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。

会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。

また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

6 (略)

〔新設〕

当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の要否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。

なお、「農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合」とは、次のアからオまでに掲げる場合をいう。ア 申請者名（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名）に変更がある場合イ 融資対象事業に係る営農類型（目標）にチェックがない場合ウ 認定を受けた市町村等での事業を止める場合エ 農業経営改善計画の目標年度における経営改善資金計画の所得が農業経営改善計画の目標所得よりも低い場合オ その他経営改善資金計画に記載の事業が農業経営の改善に関する目標の達成に必要な措置と判断できない場合など融資機関が必要と認めた場合

8 受任融資機関 _____ が認定等に関する事務を行った場合であって、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合には、事務局に対し、適時に _____、認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名、住所 _____

_____ その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（既に報告した事項を除く。）を原則と

7 第5項のアにより委任を受けた融資機関が認定等 _____ を行った場合 _____

_____ には、事務局に対し、速やかに、認定等 _____ を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。）をいう。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項 _____ を _____

して電磁的記録により報告する。

9 前項の報告を受けた事務局は次により、3営業日以内に、原則として電磁的記録により通知するものとする。

ア 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）

イ その他の機関推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）

10 東彼杵町以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の8の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

（その他）

第5条 （略）

2 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。

特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、借入希望者が情報の提供先として望まない構成機関又は提供されることを望まない情報の種類があ

報告する。

8 前項の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。

ア 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

イ その他の機関推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

9 東彼杵町以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

（その他）

第5条 （略）

2 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。

特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容

<u>る場合は、借入希望者が望まない提供先への情報の提供や提供を望まない情報の種類を提供することがないように留意する。）。</u> 附 則 <u>附 則（7 東彼告第 6 9 号）</u> <u>この告示は、公布の日から施行する。</u>	<u>を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」</u>を<u>提供することがないように留意する。）。</u> 附 則 〔新設〕
---	---

附 則

この告示は、公布の日から施行する。